

# 【福岡県事業】農地・農業用施設等の復旧事業について

(令和5年梅雨前線豪雨等による災害)

市では、7月の豪雨災害の復旧については、国・県の事業を活用し行うこととしております。  
現在、被災された農地の復旧、機械・施設の復旧について、以下の事業内容が予定され、早期復旧に向けた取組を行いたいと考えております。

つきましては、下記事業について、要望取りまとめを行いますので、受付締日までに申込をお願いいたします。**※令和5年7月10日の災害後に既に行っている下記の取組も対象となります。**

※県事業の概要となりますので、今後内容が変更となる場合もあります。

区分	対象	補助対象	補助率	
災害復旧に伴う取組	機械・施設等の復旧	農業用施設	被災したハウス施設、果樹棚などの復旧費	4/5以内
		農業用施設	被災したハウス施設で利用する被覆資材費	3/10以内
		農業用施設	被災したハウス・果樹棚内の土砂撤去・施設撤去費 ※ハウス内の土砂撤去のみは対象外	4/5以内
	農業用機械	被災したトラクター、田植機、農薬散布機などの修繕・再取得に係る費用	1/2以内	
	農地の土砂撤去	果樹、茶、苗木	被災した農地の土砂撤去に係るリース代金など	1/2以内
	施設の補強	ハウス・果樹棚施設	被災したハウスの補強に係る経費 (50万円未満の工事については対象外)	4/5以内
	災害回避	農地・農業用施設	被災したハウスの浸水防止壁の設置費 (建築基準法などの基準に合致するもの)	1/2以内
次期作に対する取組	生産資材	野菜、花き、大豆、苗木	被災農地で使用する種、苗の費用	1/2以内
		野菜、花き、果樹 大豆、水稲、苗木	被災農地で使用する肥料、農薬、育苗ポットの費用	1/2以内
	改植	果樹、茶、緑化木	損傷した樹体の植え替えに係る経費 未収益期間の経費(果樹・茶のみ)	1/2以内

●受付締日 **令和5年9月8日(金)まで** ※申請が遅れる場合は必ず連絡願います。

●受付に必要なもの 見積書、被災した農地・農業機械施設の写真、被災地番  
※窓口にて、詳細の聞き取り・事業説明をさせていただきます。

●受付・問合せ先 うきは市役所(吉井庁舎1階)  
農林振興課 農政係(電話 75-4975、fax75-3114)